

令和4年白老町議会決算審査特別委員会会議録（第3号）

令和4年9月15日（木曜日）

開 議 午前10時00分

閉 会 午前11時47分

○出席委員（12名）

委員長	吉谷一孝君	副委員長	佐藤雄大君
委員	久保一美君	委員	広地紀彰君
委員	貳又聖規君	委員	西田祐子君
委員	前田博之君	委員	森哲也君
委員	大淵紀夫君	委員	小西秀延君
委員	長谷川かおり君	委員	氏家裕治君
議長	松田謙吾君		

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸田安彦君
副 町 長	古俣博之君
副 町 長	竹田敏雄君
教 育 長	安藤尚志君
総 務 課 長	高尾利弘君
税 務 課 長	本間弘樹君
町 民 課 長	久保雅計君
健康福祉課長	下河勇生君
高齢者介護課長	山本康正君
産業経済課長	工藤智寿君
産業経済課参事	齋藤大輔君
建設課長	瀬賀重史君
上下水道課長	舛田紀和君
病院事務長	村上弘光君
代表監査委員	野本裕二君
監 査 委 員	及川保君
総務課主幹	太田誠君
税務課主幹	定岡あゆみ君
税務課主幹	岩本寿彦君

税務課主幹	谷口英樹君
町民課主査	田中智之君
町民課主査	和田尚崇君
高齢者介護課主幹	小川千秋君
高齢者介護課主幹	打田千絵子君
企画財政課主幹	増田宏仁君
企画財政課主査	江草佳和君
産業経済課水産港湾室長	上田幹博君
建設課主査	土崎誠君
上下水道課主幹	瀬賀光子君
上下水道課主幹	藤澤晃君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	本間力君
主査	八木橋直紀君

◎開議の宣告

○委員長（吉谷一孝君） 昨日に引き続き、決算審査特別委員会を再開いたします。

（午前10時00分）

◎認定第1号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算認定について

○委員長（吉谷一孝君） 一般会計の決算審査を引き続き行います。

昨日は、10款教育費まで終了しておりますが、昨日の7款商工費、大淵紀夫委員の質疑において、町側から答弁の訂正の申し出がありましたので、工藤産業経済課長より答弁させます。

工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） おはようございます。昨日、空き店舗等活用・創業支援事業の質問において私の答弁に誤りがありましたので訂正させていただきます。内容としましては、空き店舗等活用・創業支援事業における閉店数は1件あると答弁しましたが、この1件は別の事業である平成28年度地域特性を活かした商業観光活性化応援事業を活用された後に閉店されたものであり、空き店舗等活用・創業支援事業での閉店はございません。訂正をお願いするものであります。誠に申し訳ございませんでした。

○委員長（吉谷一孝君） 大淵委員、よろしいでしょうか。

それでは11款災害復旧費に入ります。主要施策等成果説明書は158ページです。決算書は、432ページから433ページです。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

次に、12款公債費に入ります。主要施策等成果説明書は159ページから166ページまで、決算書は434ページから435ページまでです。質疑があります方はどうぞ。

8番、大淵紀夫委員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。主要施策等成果説明書の166ページに公債費全体の金額がでていのですが、そこで毎年同じことを聞いているような気がするし答弁もいただいているのですが、4%以上の金利の起債というのが下水道事業債以外はほとんどないのですが、下水道事業債にすごく多いと。151億円借りているうち令和3年度に21億円払っているなかで金利1億6,000万円払っているのだけれど、そのうちの半分以上は下水道事業債ですよ。ちょっと見てみましたら一般会計で4%以上というのは2本です。水道が3本で下水道は12本あるのですよ。ここがやっぱり全体の150億円のうち、一般会計90億円、上水道10億円で残った分約50億が下水道ですが、その分の金利1億5,000万円の半分以上がこの下水道会計の起債の金利ですよ。これを見たら確かに去年までの答弁だったら縁故債以外なかなか繰上償還は難しいと。政府の資金は金利で運用している部分もあるからなかなか難しいと言うのだけれど。よく考えたら国が今ゼロ金利政策取っている、ちょっと戻るかもしれないけれども、そういうなかでやっぱりこれが地方の起債のすごく大きな圧力になっていると思うのです。要

するに金利で1億6,000万円払っているわけで。やっぱりこれは国にきちんと言って繰上償還ができる仕組みを考えないと駄目ではないのかなど。今どきの情勢には全く合わないような国のやり方ではないのかと地方から見るとそういうふうに見えるのですよ。金額で言っても一般会計は250万円ぐらいだから残金は全然関係ないのです。上水道も830万円。下水道はまだ2億円ちょっとありますよね。やっぱりこれはきちんと言って4%以上のものについては、金利を下げるようなことはできないものなのですか。

○委員長（吉谷一孝君） 増田企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（増田宏仁君） 繰上償還の関係のお話だと思います。昨年度も大渕委員からご指摘をいただきまして、お話をさせていただいているかと思うのですけれども、下水道の高金利の起債がまだ大分残っているよというお話だったかと思います。平成20年代半ばぐらいに一度高金利のものについては補償金を免除して繰上償還をするという政策を国で一度打っていただいたのですけれども、その後はない状況です。国の考え方としましては貸出ししたときの金利も貸付全体としての利益も運営の一部として考えているものですから、それを地方の都合で返されると国としても困りますよということで、補償金を取っているという形になっております。ただ委員おっしゃったように今ゼロ金利ということで、市場の利率としては非常に低くなっている状況もありますので、そこら辺は我々が単に言ったところで簡単な話ではないかと思っておりますけれども、国に対して働きかけをしていかないと委員おっしゃるとおり下水道の率の高い分が多く残っておりますので、その分基準外繰り出しも一般会計としては多く払っているという状況になっておりますので、そこら辺は単に下水道会計の話ではなくて一般会計も一緒に国に対して働きかけていくという考えを持ってやっていきたいと思っております。

○委員長（吉谷一孝君） 8番、大渕紀夫委員。

○8番（大渕紀夫君） 8番、大渕です。今の答弁で十分分かるのですよ。ただ、一般論的に言えば一般会計から2億円貸出して高金利のものだけ返してしまっただけで、金利の負担を下げると。当然基準外繰り出ししているのですから、一般会計に圧力がかかっているというのははっきりしているのだけれど。ただ、やっぱり下水道会計そのものをもっと健全化するという視点に立ったときに、単なる一般会計で出しているからいいよとはならないような気がするのです。当然、それと同時に将来の人口減少のなかでの下水道計画から見ても、これから大幅にたくさんお金を借りてやるなんてことはできないわけですから。まあ、平準化債も出していますけれども。だけど私は、そこはやっぱり制度的に可能かどうか別にして、一般会計の基金から特別会計の下水道会計に貸してその部分を払って、そして金利負担を下げるということを考えるのは普通の家庭だったらそういうふうを考えるわけだから。ぜひ国にも強く働きかけてお金を払わないと言っているのではないから元金払うから、これからかかる金利分だけは補償金で取るなというようなことは、きちんと言明していくという姿勢が必要だと思うのです。そういう意味で言いましたので、もし答弁があればお願いします。

○委員長（吉谷一孝君） 増田企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（増田宏仁君） ただいまのお話ですけれども、委員おっしゃるようなやり下水道の起債だから一般会計関係ないということは、我々一般会計サイドとしても思ってい

なくて、一般会計で繰上償還していくものが現時点ではほぼないというような状況で、3年度の決算剰余金も今、補正予算として上げさせていただいていますけれども、それについては町債管理基金のほうに積みさせていただくというふうになったときに、町債管理基金を積んだままでいいのかと。それをいかにこう上手に使っていくかというところを今後しっかりと考えていかなければならないと思っておりますので、委員おっしゃったように下水道会計に貸すということになるかどうか分かりませんが、例えば下水道の高利率の起債の中に縁故債もなかには見受けられますので、相手先との話もあるので簡単にいく話ではないと思っておりますけれども、そういった協議をしていただいて、繰上償還ができるとなったときには町の町債管理基金を使って繰り出しをして繰上償還していくという考え方も財政サイドとしては持っておりますので、今後下水道のほうと話をしながら、下水道の起債償還が多いとその分一般会計に直結してきますので、そこは町全体としてという考えを持って、町全体の起債の負担をいかに減らしていくかということで進めていきたいと思っております。それから国に対する要望といったことですが、自治体全体の総意として国に対して要望していくことが重要なことと思っておりますので、その辺は町村会なりそういった首長さんの全体の集まりのなかでお話をさせていただいて、国に上げていきたいと思っております。

○委員長（吉谷一孝君） よろしいですか。ほか、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

次に、13款給与費に入ります。主要施策等成果説明書は167ページ、決算書は436ページから439ページです。質疑があります方はどうぞ。

6番、前田博之委員。

○6番（前田博之君） 給与費の関係で人件費というか組織の定員の部分も含めてお聞きします。会計年度任用職員制度が入って令和3年度で2年目、令和4年度で3年を迎えますけれど、この制度を導入したときも議論していましたが、1つの町の政策をつくる上で日常業務のなかでどういう役割が大事かということが、どれだけ役場の組織として理事者はじめ管理職の方々が共通認識しているのか、それがちゃんと浸透しなければよりよい効率的な仕事にならないと思うのでお聞きしますけれども。1つとして資料忙しいなかいただいたのですが、会計年度任用職員、資料では令和3年で145名になっているのですが、新たに策定した定員管理計画を見ると106名になっているのですよ。この差が実際には39名ぐらい増えていますけれども、145人のなかに別の要素も入っているかどうか分かりませんが、単純に聞くとこれだけ増えていますけれどもその辺の需給関係のバランス、どのような形になっているか。

それと令和3年度で正規職員数と会計年度任用職員数の割合がどうなっているのか。

それと会計年度任用職員の応募状況、一般職もかなり応募が少なくなっていますから、地域がなお限定されるので、会計年度任用職員の応募状況。それである程度、極端な言い方すると誰でもいいというわけにいかないと思っておりますので、この選考方法がどうなっているのかについて伺います。

○委員長（吉谷一孝君） 太田総務課主幹。

○総務課主幹（太田 誠君） 3点ほどあったかと思えます。まず資料請求に基づいて決算審査資料ナンバー2の③に会計年度任用職員、前回含めて145人という数字で、令和3年度の定員管理計画の数字が106人という数字はフルタイム職員だけを計上しております。決算審査資料で出した145人という数字は、月額制のパートタイムも含んでいる状況です。フルタイムの会計年度任用職員というのは週38時間45分以上で6か月以上の任用期間である職員ということです。パートタイムは週15時間30分以上、週38時間45分未満で6か月以上の任用期間の職員というような決めがあるのですけれども、パートタイムのなかでもある程度、月の5分4勤務とか、5分の3勤務ということで、月で定型的にやっている方を月額制のパートタイムということで出した資料の145名に含めていますので、その分の乖離というふうに捉えております。

続きまして正規職員と会計年度任用職員の割合ということですが、令和3年度末において正職員264名に対してフルタイムとパートタイムの会計年度任用職員が224名います。正規職員と会計年度任用職員の割合としては54%と46%ということで、約半分半分の割合になっていると捉えております。

会計年度任用職員の応募状況ですが、引き続き令和3年間は継続して会計年度任用職員として公募なしで雇うことができますので、令和4年度で3年目を迎えるので今年度中には新たに公募をして任用していくと。再度の任用も認めていますので、公募して面接だとかを経て今後は任用していくのですけれども、一部職種ではやはり募集しても応募がないという状況も見受けられますので、会計年度任用職員の応募がなければ、業務に支障が出る部分もありますので、その辺は工夫して公募の周知方法を検討していきたいと考えております。選考方法については、履歴書をいただいて面接を経て採用しているような状況です。

○委員長（吉谷一孝君） 6番、前田博之委員。

○6番（前田博之君） 職員の割合が職員54%、これは極端な話をするといい悪いは抜きにして数字だけで言うと会計年度任用職員が隠れみのになっています。だから正職員の定数を満たしているかは抜きにして、大した差はないからいいのだけれど。逆にそっちのほうに重きを置いておくよと。だけれども一応、会計年度任用職員の定員管理を参考上は計上しているけれどね、実際に今見ると224名で全部合わせると町の職員が484名になるのですよ。このなかで6か月未満の短期の職員を抜いたとしても400人ぐらいいるのです。これで本当に職員数が足りないとか多いとかという問題になってくるのかなと思います。私が言いたいのは減らせという意味ではなくて、本当に適正な職員管理をされているのかどうか。各課、職員全体400名分が仕事の量に見合う適正な配置をされているのかということですよ。ただ、今まで3名いたから欠員になったから必ず3名よこせと担当課が言いますが、これは理事者が業務量とか、今理事者が政策的に何を目標しているか、そこに重点的に能力のある人を置くよと。だからここはちょっと我慢してくださいとか、そういうような全体の人数の中でバランスを取っていかないと会計年度任用職員は隠れみのになって、足りないと言ってどんどん増えていきますよね。正職員いないのだから増やしていいよと。こんなことになってしまうと大変なことになってくると思うのだけれど、その辺の認識と会計年度任用職員は1つの基準を持って採用しているのか、ただ足りないからいいよというのではなくて、不足プラス云々ではなくて、本当に必要なかどうか

かその辺の認識をまず1つ伺いたいと思います。私は職員数を減らせとか、多いとかではなく、これは極端に言うと、もう財政健全化計画なくなったから、職員の部分で議論することではないけれども、ただ終わった途端に職員が増えているのですよ。言っちゃ悪いけど数字を見たら。そういうなかで今度、会計年度任用職員も増えている。もっと適正に効率的な職員配置をして、政策形成を行ってほしいと思って質問しているのです。もう1つ関連あるのは、2年前に両方の役割について議論しました。それで会計年度任用職員の導入は、正職員の働き方と仕事にどのような影響を与えていくのかと重要な問題ですと言っていますよね。定期的、単純、補助的な業務は会計年度任用職員、そして本格的な業務、企画、相談、公権力の行使、政策形成、立案、これは職員がちゃんとやるよ。ある程度整理したなかで理事者はじめ課長職たちがそういう職員の能力を引き出して仕事をさせれば、そんなに極端に次から次と会計年度任用職員を雇用しなければならないのかという問題が出てくるのですよ。職員と会計年度任用職員の役割分担、今年3年目になりますけれど、ちゃんと制度設計されているかどうか。誰が見ても課長、主幹、主査であろうと会計年度任用職員の方はこういう仕事やってほしいよと、だから、我々こっちやるよと。私たちの耳に入るとざっくり言うと何もされていない。みんな仕事を振ってしまって逆に悪い方向になっている場合もあるのですよ。そういう例もあるから会計年度任用職員、議会事務局にもいますけれど本当に長年勤めて優秀ですよ。そういう方をもっと能力発揮する、それで職員は法的な部分でもっと能力を発揮する、専門的な分野で力を出す、そういうような言葉がいいかどうか分かりませんが、仕分けをしてちゃんといい仕事ができる、町民に還元できるような政策形成、そして実行する、そういう部分の2点伺います。

○委員長（吉谷一孝君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 先に私から若干制度的な話です。2点目の役割分担の話ですけれども、こちらについては委員ご存知かと思うのですけれども、職階として1級職、2級職という形で給料表に位置づけておりまして、その職階の役割というものを決めていますので、そのなかでは会計年度任用職員は新人と同じような役割ということで、定型業務とか作業的な部分をやっていただいているというところです。それで、役割分担の考え方が浸透しているのかということですが、会計年度任用職員はこう働くべきだという明確な基準というようなものは特に作ってなくて、必ず会計年度任用職員を雇うときには、各課長にその都度ヒアリングですとか、そういった総務課と協議したなかで進めていますので、そのなかではきちんと話をして、こういった業務をしていただくということを明確にした上で出しておりますので、そこで正職員との役割分担ということにつなげているというような状況です。

○委員長（吉谷一孝君） 太田総務課主幹。

○総務課主幹（太田 誠君） 職員の割合のところの一部補足させていただきます。令和元年度は正職員、嘱託職員、臨時職員が520名ぐらいいる状況で、令和2年度に会計年度任用職員の制度が始まってからの数字は450名ぐらいなので、全体としては減っていると捉えております。

○委員長（吉谷一孝君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） ただいま給与費に関連して組織の定数管理へのご指摘かと思います。本当に役場がしっかりと政策形成も含めて、職員がしっかりと働いているのかというようなご心

配かと受け止めております。令和3年度末で正職員、会計年度任用職員を含めて485名の職員がおりますけれども、全ての職員が役場のやるべき町民の皆様方に対する確かなそして信頼されるサービスを提供したいということでやっているつもりでございます。それは私が理事者の1人として、職員はそのように頑張っていると評価をさせていただいているところでございます。ただ、そこには今前田委員からご指摘があったような様々な心配な部分というのは確かにあるかというふうにしっかりと受け止めて、さらなる職員の職能向上を図っていかねばならないと思っております。いずれにしろ今ありましたように485名の職員が業務分担のなかで、個々の能力といいますか、役場が果たすべき役割に対してどのような業務能力を発揮しているのかということが一番大事なことだと認識しておりますので、ご心配されるような正職員は正職員なりの能力の発揮の仕方、それから会計年度任用職員の分担を含めて、どういう能力を発揮すればいいのか、その辺の全体的な組織のありようのなかで、しっかりと能力を発揮できるような組織づくりを心がけていかねばならないということは、常々理事者として考えているところでございますし、それから課長職がマネジメントをやっている、そのところはまだまだ足りない部分はあるかと思っておりますけれども、しっかりと町民の皆様方に信頼されるサービスを提供できるような役場づくりをしていきたいと考えております。

○委員長（吉谷一孝君） 6番、前田博之委員。

○6番（前田博之君） 現場は非常によくやっています。ごみ捨てがあっても電話したらすぐに収集にくる、あるいは定期的に沿道の草刈をして、会計年度任用職員、真っ黒になって一生懸命やっていますよ。私が言いたいのはそういう部分で会計年度任用職員の人は限られた給料だけれど指示を受けて一生懸命、汗水流して働いているのです。やっぱりもっと正職員の方々が政策形成とか町民の現場に足を運んで、今何を求めているか、そういう部分をもっと動いてくださいよということを言いたいのですよ。400名何名いるのだったらもっと、もっと、それぞれの役割、働き方によって、よりよい行政効果が出てくるでしょう。そういうことがやっぱり理事者とか課長たちがそういう労務管理、人事管理をしなればいけないということを言っているのです。それで3回目だから私から言いますけれど、定員管理でこう書いています。担当から読ませればいいのか分からないけれど、会計年度任用職員の活用とあるのですよね。副町長、書いていること知っていますよね。皆さんも知っていると思うけれどあえて言うと、令和2年度から運用を開始し、会計年度任用職員制度を有効に活用し、会計年度任用職員が定型業務や簡易な相談業務等を中心に担うことで、正規職員は政策立案や法制業務を中心に担い、業務を差別化し、正規職員の業務量の軽減を図ります。任用に当たっては、正職員や再任用職員などの配置を考慮し、必要とする人員や職務内容、勤務時間等を十分に精査した上で適切に任用を行います。今、ある程度のこと副町長からありましたけれど、各課あるいは理事者が、適切な任用をある程度どういう形でしたほうがいいのかというマニュアルまではなくても、概率的な部分での指導なり、あるいは組織の文化としてそういうことがどう差別化し分けると、それをある程度具体的に自分たちが実行できるような指示とかされていますか。

○委員長（吉谷一孝君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 正職員と会計年度任用職員の仕事の掛け合わせをどういうふうにし

ていくべきなのかというところは、今、委員からあったような押さえ方をして、役場の業務としてそのように動いていると認識しております。政策形成という言葉がありますけれども、単純に正職員が政策形成だけをやるとか、それから会計年度任用職員は補佐的なのとか、一般事務的なことだけやっていたらいいということではないと思うのです。要するにどちらも白老町役場の職員としてどういうふうに掛け合わせていくかという、そこが職員の1の能力が3になるための1つの進め方だと思っていますし、職員にも理事者として指導といいますか、話しているつもりでございます。全体的な見方のなかで、まだまだご心配な点というのは多々あるのだろうと思っておりますけれども、私たち理事者も今のご指摘も含めまして、しっかりと課長がより全体的な課の中のマネジメントをやっていけるような、能力を發揮してもらような課のつくり方、役場のつくり方をしっかりと頭に置きながら指導に当たってまいりたいと考えております。

○委員長（吉谷一孝君） よろしいですか。ほか、質疑があります方はどうぞ。

5番、西田祐子委員。

○5番（西田祐子君） 決算書の436、437ページです。頂いた資料、お忙しいなか作っていただきまして進捗管理表を頂いたのですが、この中で人事評価制度の適正な実施を推進ということで、このような記述があるのです。課題として、給与反映していないため、評価結果に関心が高まりにくいと書いているのですよ。そして課題の解決状況として評価結果を昇給や勤勉手当等に反映させる明確な基準を定めることを検討し、職員の能力向上、モチベーション向上につなげていきたいとなっているのですが、実際にここで言っている職員の給与に反映されていないというのは、勤勉手当のことを言っているのか、いったいどこに反映していないということを言っているのかよく分からないので教えてください。私は役場の職員の給与体制とか評価の仕方とかよく分からないので、もうちょっと詳しく教えていただけますか。

○委員長（吉谷一孝君） 太田総務課主幹。

○総務課主幹（太田 誠君） 役場の人事評価ということで1月1日を基準に職員、会計年度任用職員の人事評価をしております。導入当初から給与への反映ということで、今も昇給とかの部分では活用しております。また、人事評価の後にグループリーダーとか課長の面談を実施していますので、そういったところで職員の体調面とか、今後どういうところで仕事をしたいかというようなことで人事異動にも反映しているところです。給与反映というのは特に号俸です。基本、役場の職員は1年に4号俸ずつ上がっていくのですが、優秀な人材については例えば8号俸上げるとか、そういった部分を検討しているところで、課題としてはなかなか業務によっては評価の仕方とか、平等性が保たれないのではないかと、例えば、消防署では署の職員は現場に行っている、本部の職員は事務仕事をしているということで、業務によってばらつきがあるのではないかと、そういう評価の手法とかを整理して、議会の中でも職員のモチベーションの維持が保たれていないのではないかと、というご質問もありますので、アンケートをこれから実施するのと、近隣で人事評価を給与に反映しているところの聞き取りなどを行いながら、今後そういうことができないか検討している最中です。

○委員長（吉谷一孝君） 5番、西田祐子委員。

○5番（西田祐子君） 今ほど前田委員が質問したように、職員のモチベーションという意識によってそれぞれの町の方向性が決まってくるわけですよ。そうやってきたときに給与に反映していない評価基準というのは普通あり得ないですよ。どんな会社でもどんなところでも、それなりの評価をきちんとした明確なものがないと、働く気にもならないしね。実際にその方がなぜこれで評価されたのか評価されていないのかというのを周りの職員が見えるわけです。そのなかに白老町は結局給料が高いから、この辺でやめとこうとか、やっぱりそんなわけのわからないことで評価がころころ変わるようでも困るしね。実際に役場の職員の人たちが給与に反映していないときちんと答えているということは、私は役場の今までの人事評価自体に非常に問題があったのではないかと思うのです。こんなことを普通の企業で言われたら経営者は正直言って落第ですよ。やはりきちんと給与に反映した評価基準というものを今年度作るかとあって、実際に作ると言っていながら今年5月に意識調査を実施し、令和4年に人事評価制度の見直しをしていきたいと言っているのだけれど、もう9月ですよ。やるのが遅過ぎるし、本気で役場職員の意識改革をきちんとして給与に反映させて、いいまちづくりをしていくのかと、そういう気持ちがあるのかと非常に疑問に感じるのです。申し訳ないのですけれども、職員からこのような声が出ることで自体恥ずかしいことだから、やはり早急にやっていただきたいと思うのですけれども、その辺、理事者の答弁をお願いいたします。

○委員長（吉谷一孝君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 人事評価のありようについては、様々な観点から人事評価というのはなされていかなければならない。給与への反映という部分についてももちろんありますけれども、業務のありようについての評価も含めて人事評価をしていかなければならないと考えております。なかなか一般企業の人事評価イコール給与の反映という部分については、私もそうだろうなという部分はあるのですけれども、私も学校現場にいたときに、学校現場においても人事評価、様々あったのですけれども、私が辞める少し前から学校現場にも人事評価を入れて給与の反映ということがされてきております。ただ、そのときにあったのは、しっかりとした評価者のほうの評価者制度がなければ、単純にお前はAだとか、お前Cだとか、お前Dだとかということにはならない部分があるのですよ。ですから今、主幹からもあったように職員のモチベーションを上げるためにも給与に反映して、4号俸上がるころを2号俸プラスにするだとかとなれば、それはモチベーションにはなるのかなと思うのですけれども、他との比較をどのようにしていくのか、その辺のところ非常に難しい。何人でもAを付けていいということであれば、また話は違ってくるだろうと思えますけれども、240名いる正規職員の中の何パーセントをAとかBとかCとかDとかというふうな、その根拠立てがやはり実際に現業の部分だとか事務の部分だとか、そういう仕事の内容を含めてしっかり構築していかなければ、ただ単に逆に職員のモチベーションが下がるようなことには大変なことになるので、その辺を含めて今何度も何度も内部で話はしているのですけれども、正直なところ今言ったような様々な隘路があって、今一つまとまらないところはあります。ただ、人事評価そのものについてはしっかりとしていかなければ、やはり組織としての能力を発揮させるためにも必要なことだと十分認識をして、今後そのありようについて十分検討を図ってまいりたいと思っております。

○委員長（吉谷一孝君） 5番、西田祐子委員。

○5番（西田祐子君） 私は副町長のおっしゃるとおりだと思いますよ。きちんとしたものがなければ不公平感を生むから駄目だと思います。副町長はAがたくさん出ていいのかとおっしゃいましたが、学校の成績と違うのだからAの人が10人出ようと20人出ようといいのですよ。私はそういう人がたくさん出ることを望んで人事評価制度をちゃんとやるべきではないかと申し上げているのです。反対にDの人がいっぱい出たらどうするのですか。それは仕方がないのではないですか。そうではなくDの人を出さないように、Bの人を出さないように、Aの人がたくさん出るような体質をつくるために人事評価制度というのがあって、給料に反映し、それぞれの肩書にも反映させていくということが大事なのではないですか。私はきちんとした基準をつくって、やはりみんなが俺も頑張れば偉くなれるぞ、給料上がるぞというような体質をきちんとつくってくれるような評価制度を大至急つくっていただきたいと思い、質問しました。

○委員長（吉谷一孝君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 委員のおっしゃることは十分分かります。私も240人いる職員が全部Aになれば、これは大変いいことだと思うのです。ただ、やはり給与に反映しなくてはならないということで、皆さん全て2号俸上げるとか、3号俸上げるとか、なかなかその辺のところがうまく整理がつかない。そこのところもしっかり考えていかなければならないということなのです。ですから、人事評価そのもののありようについては何も否定するものでもないし、組織がしっかりとモチベーションを上げていい組織として働き、能力を発揮していけるような評価制度にしていかなければならないと考えておりますので、そこのところはもう今までも話は十分というか、まだまだ足りない部分があって、まだ、すったもんだしているのですけれども、やり方については職員の声ももらいながら、しっかりと進めてまいりたいと考えています。

○委員長（吉谷一孝君） よろしいですか。ほか、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

次に、14款諸支出金に入ります。主要施策等成果説明書は168ページから169ページまで、決算書は440ページから445ページです。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

次に、15款予備費に入ります。主要施策等成果説明書はありません。決算書は446ページから447ページです。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

これより一般会計の歳入に入ります。

一般財源に関わる全般の審議に入ります。主要施策等成果説明書3ページから10ページまでの1. 予算科目別比較表（歳入）、2. 税収入に関する調、3. 予算科目別比較表（歳出）、4. 歳出財源内訳表について、決算書は50ページから93ページです。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

これで、一般会計の決算審査に関する質疑が終わりましたが、歳入・歳出決算において、特に質疑漏れがありましたらどうぞ。

14番、松田謙吾議長。

○14番（松田謙吾君） 松田です。質疑漏れと言うよりもせっかくこの決算審査特別委員会に出ていますから、一言確認をしておきたいと思います。広報元気9月号が町民の各家庭に届いたのですが、令和4年度の台所事情、平成24年から令和3年までの家計簿に例えればという、記事がありました。私はこのグラフを見て思ったのです。喉元過ぎれば熱さ忘れるという言葉がありますが、もう1つは、無理を通せば道理が引込むという言葉は私はこのグラフを見て思い出しました。町民が何と思ったか分かりません。そこで1つお聞きしたいのですが、平成24年度、それから令和3年度のこの2つの町民の平均所得は幾らか。それから前から質問が出ているのですが、北海道のなかのそれが何位に入るのか、平均所得が何位に入るのか、まずこの2つをお聞きしたいと思います。

ちょっと付け加えておきますが、ただ何位と言ったのだけれど1次産業から3次産業までの納税者の平均所得。そしてその所得が北海道の179市町村の中の何番目に入るのかということ

○委員長（吉谷一孝君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○委員長（吉谷一孝君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

それでは答弁からお願いいたします。

本間税務課長。

○税務課長（本間弘樹君） お時間をいただき申し訳ありませんでした。先ほどの平均所得のご質問です。総務省のほうで毎年公表しております市町村民税課税状況等の調を基に民間のほうで公表している順位等になりますが、直近の令和3年7月に公表されている数字になります。白老町の住民税課税者の所得割を納めている方という限定になりますけれども、平均所得247万8,071円となりまして、全道順位が179市町村中170位です。それと平成24年度につきましては、全道順位が比較できないのですけれども、平均所得金額が242万5,469円となっております、金額的には10年ほどで大きな動きがないと言いますかおおむね横ばいの状況となっております。今申し上げた数字は、1次産業から3次産業全ての納税義務者全体の数字です。

○委員長（吉谷一孝君） 14番、松田謙吾議長。

○14番（松田謙吾君） 私はなぜこのような質問をしたかと言うと、この借金、町債は幾らと書いて3つのグラフがあります。町民からすると平成24年は19億6,800万円で、10年経ったら12億1,500万円になったということを示している。要は借金をドーンと減らしたよと。それからもう1つ一番下のグラフですが、町民1人当たりの借金の負担が平成24年は61,813円だったのが、令和3年は38,576円だよ。こういう数字を並べて、それで私は何を意図にこの町民の家計

簿に変えたのかなということもまず1つお聞きしたかったのですが、私の思いは先ほど述べたとおりです。そんな難しい話ではなく、私はなぜこのような心配するかというと、借金が確かに減った、けどその裏に令和元年に町が発表したインフラ施設あるいは公共施設の40年間で改修するとすれば、959億円かかるよ。そしてそれを町民が住みやすいようにしていくには、毎年30億円必要だ。最盛期だね。まあ、そういうことから言って、私は、このまちづくりで一番心配しているのは借金が減ったことばかりではないのですよ。これからこの町に住む町民が末永く2代目、3代目とつながっていく方々が、住みやすく喜んで住めるようなまちづくりをしていかなければ、必ず行き詰まってしまうのだということを、私は町長に言いたいのです。それでこういう質問になっているのですがね。人口がピークからもう9,000人も減っている。それからこれからまた20年、30年するとさらに5,000~6,000人減っていくわけですよ。こういうやっぱり町を今から維持をして今から着手していかなければ、将来の白老の町が見えなくなる。私はそれで心配して、今日こういう質問をちょっとだけですね、やっておきたいなということで質問しておいたのですが。町長のまちづくり、町長ばかりではないですよ、町長も白老に住む町民ですよ。町民としてずっとこの白老の町を継続していくのには、町長、どんな思いでまちづくりしていくのと。どんなまちの姿がいいなと思っているのか、そのことをお聞きしておきたいと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） まちづくりの全体的なお話と財政のお話だと思います。私もこの町に生まれ育った者として、今のこの立場でまちづくりをさせていただいているのですが、大きくはいつも言っているのですけれど、いい町はどんな町と聞かれたら、自分が住んでいて、その住んでいる人がいい町だと思える町がいい町だというふうに私は思っています。それはいろいろな本とかを読むと、いい町は例えば病院がある、買い物がすぐ近くにある、学校があるとかと、そういうハードのことを言う人もいるのですが、それだと都会がいい町で田舎は悪い町になってしまうのです。でも、白老町の自治基本条例でも書いているように、住んでいる一人一人の町民が主役である町がいい町だというふうに思っています。今そのためにいろいろなまちづくりをさせていただいております。今回の広報の財政を家計簿に例えるとというお話ですが、広報も白老町の現状を町民の一人一人に知ってもらおうということで、いろいろ工夫をしながら、こういう形で掲載させていただいたのですが、議長言うように公共施設等々にもこれからもお金もかかりますし、ライフラインの整備にも。面積は縮まりませんが人口はどんどん減っていくことを考えますと持続可能なまちづくりをしていくには、やはり取捨選択の中できちんとコンパクトシティのような無駄をかけないまちづくりがこれから必要になってきます。そのためにはやっぱり財源が必要でありますので、町民一人一人の生活が豊かになるように、住みやすい町になるように、そこの部分にはお金をかけて町民一人一人が行政だけに頼るのではなくて、一緒に連携をしながらまちづくりを進めていかなければならないと。そこで町の財政もきちんと知ってもらおうという意味では、今回、家計簿に例えて、見やすい形で出したのですが、それ以上にまだまだ人口減少、また歳入減少というのですか、そういうことも見据えたなかで、町民にはいろいろ情報を発信して、一緒にまちづくりを行っていきたくて考えております。

○委員長（吉谷一孝君） よろしいですか。ほか、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、一般会計の決算審査に係る質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時21分

○委員長（吉谷一孝君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、特別会計に入ります。

国民健康保険事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書170ページから183ページです。決算書は449ページから489ページです。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、国民健康保険事業特別会計の決算審査に係る質疑を終結いたします。

次に、後期高齢者医療事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書は184ページから187ページです。決算書は491ページから503ページです。

質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、後期高齢者医療事業特別会計の決算審査に係る質疑を終結いたします。

次に、港湾機能施設整備事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書は188ページから190ページです。決算書は505ページから513ページです。

質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、港湾機能施設整備事業特別会計の決算審査に係る質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

○委員長（吉谷一孝君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、介護保険事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書は192ページから198ページです。決算書は515ページから557ページです。

質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、介護保険事業特別会計の決算審査に係る質疑を終結いたします。

次に、特別養護老人ホーム事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書は200ページから204ページです。決算書は559ページから569ページです。

質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、特別養護老人ホーム事業特別会計の決算審査に係る質疑を終結いたします。

次に、介護老人保健施設事業特別会計全般について、主要施策等成果説明書は206ページから208ページです。決算書は571ページから583ページです。

質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、介護老人保健施設事業特別会計の決算審査に係る質疑を終結いたします。

これで、特別会計の決算審査に関する質疑が終わりましたが、特別会計の全会計において、特に質疑漏れがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、各特別会計における決算審査の質疑を終結いたします。

次に、決算書の585ページからの実質収支に関する調書、589ページからの財産に関する調書並びに主要施策等成果説明書、1ページ、2ページの令和3年度各会計歳入歳出決算額調（総括）についてお聞きしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計及び各特別会計の質疑が全て終わりました。

認定第1号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○委員長（吉谷一孝君） 反対、7番、森哲也委員、8番、大淵紀夫委員。賛成9、反対2、よって、認定第1号は認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時29分

再開 午前 11時30分

○委員長（吉谷一孝君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎認定第2号 令和3年度白老町水道事業会計決算認定について

○委員長（吉谷一孝君） 認定第2号 令和3年度白老町水道事業会計決算認定についてを議題に供します。

別冊の決算書をお開きください。

白老町水道事業決算について質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

8番、大淵紀夫委員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。決算書の12ページに総括事項があるのだけれど、有収率が0.8%上がったとなっています。私の記憶では、今までたしか毎年下がっていたような気がしていたのですけれども、不明水対策、予算を取って相当やっているように思っていたが、この上がった要因とこれによるプラスの部分ほどのようなことがありますか。それと例えば大きな漏水事故というようなものが、毎年すごく大きいものが1回か2回ぐらいあったような記憶があるのだけれど、令和3年度にはなかったのかどうか伺います。

○委員長（吉谷一孝君） 舛田上下水道課長。

○上下水道課長（舛田紀和君） 有収率のご質問につきましては、我々としましては、やはり管更新の効果が若干なりとも出てきた結果なのかなと押さえております。それと大きな漏水ということでは、今年度工事として予算を組んでおりますが、虎杖浜地区で大きいと言いますかそういった漏水を昨年度仮の修繕を実施しまして、今年度その修復作業を行うという部分で若干通常の規模より大きい漏水は1件ありました。

○委員長（吉谷一孝君） 8番、大淵紀夫委員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。水道会計は今まで非常に良好な会計状況だったのだけれど、町民還元をしているということもあって、なかなか今大変な状況になりつつあると思うのです。ほとんど利益がないという状況になってきていますからね。それから先日、私が質問したときに内部留保もいろいろあって、今はほとんどないという状況のようですが、私は毎回同じことを言っているのだけれど、やはり有収率を80%ぐらいまでに上げるということがとても大切だと思っているのですけれども、令和3年度の時点でもう利益がほとんどなくなってきているなかで内部留保もないということになると、この後ちょっと大変になると思うのですけれども。令和3年度の状況を見て、この後の方向というのはどのように考えていますか。

○委員長（吉谷一孝君） 舛田上下水道課長。

○上下水道課長（舛田紀和君） 水道会計の今後の見通しについてのご質問であります。今年度決算につきましても、確かに決算書に記載しているとおり純利益が約600万円となっております。ここ数年の純利益につきましても1,000万円の時もあれば、3年度決算と同様の純利益しか生まれていないというのが、今の水道会計の現状です。さらに水道施設につきましても、管渠、浄水施設、そういったものも含めまして、かなり老朽化も進んでいます。これに伴いまして費用が今後相当額必要になってくると今想定をしているところです。現状はここ数年の予算の在り方のなかで運営をしていきますと、近いうちには今の収支バランスのなかでは経営が非常に厳しくなってくるという現状を我々も押さえておきまして、今後につきましても、そういったことも踏まえて将来の収支見通し、それから将来における施設修繕等々、さらに精度を検証しながら将来における人口減少等の部分で施設の規模の縮小、見直し、そういったものも含めながら今後の収支バランスを検証していかなければならない状況であると押さえています。

○委員長（吉谷一孝君） 8番、大淵紀夫委員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。何を言いたいかというと、有収率を上げて、そして議長が以前から質問していたように、もしできるのであれば一番費用がかかっている虎杖浜の第2のほうをやっぱり制限していくとか止めるような方向で、これは何度も何度も議会でも出ていますが、そういう方向。それは有収率を上げることによって可能になる可能性もあると思うのだけど、そういうことを視野に入れて考えなければいけないと。そうすれば相当の経費節減になるのではないかと思うのだけど、そこら辺の見解だけ伺っておきたいと思います。

○委員長（吉谷一孝君） 舛田上下水道課長。

○上下水道課長（舛田紀和君） 有収率についてです。管渠につきましても未更新、老朽化を更新できていない管というものも現状としてかなりあります。そういった施設を修復することによって、まず有収率は高まるというのが当たり前の流れなのですが、未整備部分をこれから改修していくとなると、かなりの量がありますのでやっぱり漏水だけの部分ですと財源的にも伴ってきますので、漏水をなくして有収率を高めるという部分ではそれなりの整備年数がかかるという状況であります。

もう1点が将来に向けた施設のコンパクト化の考え方です。これは以前から議会側からもお話がありますし、我々管理者としましても、当時造られた規模は、その当時を見越した形で現状その施設を動かしております。ただ、時代の変化のなかで利用者が減ってくるというふうになると、それなりに我々管理者として必要とする量も抑えていけるという考えは、これは当然の考えです。今、水道ビジョンを直営で見直しをかけているところですが、そのなかの1つにも浄水場の3つの配水施設が町内に配水していますが、その必要量は今幾らなのだと、将来的には幾らなのだという机上の検討ではありますが、そういった検討をしたなかでは、まだ10年、15年のなかでは配水できる量に対して必要量というのが、3つあるうちの浄水場を1つなくすという規模のコンパクト化までの現状には、まだちょっと至らないのが正直なところです。ただ、将来的に何年ぐらいになると、今ある第1から森野までの3つの浄水場のうち2つにして、お話がありました一番費用コストのかかる第2浄水場を、例えば廃止をしてというのは可能性

としてはあるだろうと我々も検討はしています。そのときに、有事の際の水をどうするかという部分でいきますと、例えば今北海道でもいろいろと検討、全国的に検討していますけれども、その隣接地域との広域化という部分も含めて我々の町内の浄水場のコンパクト化もさることながら、そういった部分の他市町村との連携も含めて計画をしていきたいと考えております。

○委員長（吉谷一孝君） よろしいですか。ほか、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号 令和3年度白老町水道事業会計決算認定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（吉谷一孝君） 全員賛成。

よって、認定第2号は認定すべきものと決定いたしました。

◎認定第3号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

○委員長（吉谷一孝君） 認定第3号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてを議題に供します。

別冊の決算書をお開きください。

白老町立国民健康保険病院事業決算の質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第3号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（吉谷一孝君） 全員賛成。

よって、認定第3号は認定すべきものと決定いたしました。

◎認定第4号 令和3年度白老町下水道事業会計決算認定について

○委員長（吉谷一孝君） 認定第4号 令和3年度白老町下水道事業会計決算認定についてを議題に供します。

別冊の決算書をお開きください。

白老町下水道事業会計決算の質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第4号 令和3年度白老町下水道事業会計決算認定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（吉谷一孝君） 全員賛成。

よって、認定第4号は認定すべきものと決定いたしました。

◎報告第2号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について

◎報告第3号 令和3年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について

◎報告第4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について

◎報告第5号 令和3年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について

○委員長（吉谷一孝君） 次に、報告第2号 令和3年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 令和3年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第5号 令和3年度白老町下水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上4件を一括議題に供します。

本件に対する質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第2号、報告第3号、報告第4号及び報告第5号は、報告済みとすべきものと決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第2号、報告第3号、報告第4号及び報告第5号は、報告済みとすべきものと決定いたしました。

◎審査結果報告書作成の議決

○委員長（吉谷一孝君） 以上をもちまして、本特別委員会に付託された全ての議案の審査を終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書の作成については、これを正副委員長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉谷一孝君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

◎閉会の宣告

○委員長（吉谷一孝君） これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。

（午前11時47分）